生産緑地の買取りに係る所有権以外の権利の消滅確約書

　　年　　月　　日

　　津　島　市　長　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 申出をする者 | 住所 |
| 氏名　　　　　　　　　　　　　印 |

　生産緑地法第１０条の規定に基づき、買取申出をする下記の生産緑地に存する所有権以外の権利については、市あるいは買取りについて市の指定する団体からの「買い取る旨」の通知書の発送を条件に、その権利を消滅させることを確約します。

記

１　権利の存する生産緑地の明細

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所在及び地番 | 地目 | 地積(㎡) | 所有者名 | 所有者住所 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

２　当該生産緑地に存する所有権以外の権利は、「買い取る旨」の通知書の発送を条件に消滅させることについて、異存がないので同意します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 当該生産緑地の  所在及び地番 | 所有権以外の  権利の種類 | 関係権利者 | |
| 権利者氏名　　印 | 権利者住所 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

注１）関係者権利者とは、地上権、賃借権、永小作権、先取特権、質権、抵当権を有する者をいう。なお、小作人も関係権利者となる。

注２）記入は権利者毎に一行を使うこと。

注３）関係権利者の印は、全て印鑑証明をつけること。